

## 令和7年瀬戸内町農地賃借料情報

瀬戸内町農業委員会では農地法第52条に基づき、地区（旧町村）ごとに農地の賃借料水準を公表しています。

令和7年1月から令和7年12月までに設定された10a当たりの実勢賃料は以下のとおりです。

なお、データには使用貸借（無償での貸借）は含まれておりません。

地区	地目	平均額	最高額	最低額	データ数
古仁屋地区	畑	4,906 円	5,727 円	1,500 円	27 件
	田	－ 円	－ 円	－ 円	－ 件
西方地区	畑	3,857 円	5,000 円	3,000 円	7 件
	田	－ 円	－ 円	－ 円	－ 件
鎮西地区	畑	－ 円	－ 円	－ 円	－ 件
	田	－ 円	－ 円	－ 円	－ 件
実久地区	畑	－ 円	－ 円	－ 円	－ 件
	田	－ 円	－ 円	－ 円	－ 件
町全体	畑	4,690 円	5,727 円	1,500 円	34 件
	田	－ 円	－ 円	－ 円	－ 件

### 【お問い合わせ】

瀬戸内町農業委員会事務局

農地農政係

電話番号：0997-72-1119